

# マイナンバーはこんな場面で！

平成28年1月以降

## 社会保障

年金・雇用保険の手続き、ハローワークの事務、医療保険・福祉分野の手続き、生活保護 など

## 税務

税務署への確定申告書・届出書・法定調書、県や市への報告書・給与支払報告に記載 など

## 災害対策

防災・災害対策に関する事務、被災者生活再建支援金の給付 など

マイナンバーは国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

- 社会保障、税、災害対策の分野の手続きで、申請書等へのマイナンバーの記載が必要になります。
- 事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保険の手続きを行うことになります。
- 税の手続きにおいて、証券会社、保険会社などの金融機関からもマイナンバーの提出を求められる場合があります。



みなさんに

## 「マイナンバー」が通知されます

平成27年10月から、住民票を有する全ての人にマイナンバー（個人番号）などが記載された「通知カード」をお送りします。

「通知カード」は、原則として、住民票の住所に世帯ごとに簡易書留で届きます。

確実に受け取りいただくため、今現在のお住まいと住民票の住所が異なる人は、お住まいの市区町村に住民票の異動をお願いします。

## 通知カードのイメージ

通知カード

個人番号 ○○○○…○○○  
氏名 番号花子  
住所 △県○市□町1-1-1  
平成○年□月△日生 性別 女  
発行 平成○○年○月○日 ○市長

※通知カードは紙製のカードで、券面にマイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別が記載されています。

マイナンバー「通知カード」に関する問合せ  
市民課市民係 ☎85-5502

# マイナンバー制度が始まります！

## 社会保障・税番号制度



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

## マイナンバーとは？

マイナンバー制度に関する問合せ  
企画課企画係 ☎85-5573

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。

個人が特定されないように、住所地や生年月日など関係のない番号が割り当てられます。

また、法人には1法人に1つの法人番号（13桁）が指定されます。

## マイナンバーで、もっと便利に暮らしやすく



### ① 公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。

負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。本当に困っている人へのきめ細かな支援ができます。



### ② 国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。

これにより、行政手続きも簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関にある自分の情報を確認したり、様々な行政サービスのお知らせを受け取ることがスムーズになります。



### ③ 行政の効率化

行政事務が効率化され、国民の行政ニーズに、これまで以上に対応できるようになります。

被災者台帳の作成など、マイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。

